⑺ Time-limit for tender : 17 : 00　7 January 2014

⑻ Contact point for the notice : Atsuo Ooki, Procurement Section, Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice, 1―1―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100―8977 Japan. TEL 03―3580―4128

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年11月7日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長　上澤　宏史

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　46

1　調達内容

⑴ 品目分類番号　26

⑵ 調達件名及び数量

鹿児島労働局管下９官署で使用する電気の供給年間使用予定電気量　699,146kWh（電子入札対象案件）

⑶ 調達件名の仕様等　入札説明書及び仕様書による

⑷ 供給期間　平成26年４月１日から平成27年３月31日

⑸ 需要場所　支出負担行為担当官が指定する場所

⑹ 入札方法　入札金額は、各事業者において設定する契約電力に対する単価（月額）及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとし、小数点以下第２位まで含むことができる）を根拠とし、当局が提示する予定使用電力量を乗じた金額の各月の合計金額(当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)の１年間の総額を記載すること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴ 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

⑵ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。

⑶ 平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格)「物品の販売」の「A」、「B」、又は「C」等級に格付けされている競争参加資格を有する者。

⑷ 労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納がない者であること。(直近２年間の労働保険料の未納がないこと。)

⑸ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

⑹ 商法その他の法令の規定に違反した営業を行ったものではない者。

⑺ 資格審査請求書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかったものではない者。

⑻ その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者。

⑼ 電気事業法第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者。

3　入札書の提出場所等

⑴ 入札説明書の提出場所、契約条項を示す場所

入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒892―8535 鹿児島県鹿児島市山下町13番21号鹿児島合同庁舎２階　鹿児島労働局総務部総務課会計第一係　森山　和典　電話099―223―8275　内線120

⑵ 入札説明書の交付期間　平成25年11月７日から平成26年１月６日

⑶ 入札書の受領期限　平成26年１月７日15時00分

⑷ 開札の日時及び場所　平成26年１月８日10時00分　鹿児島合同庁舎２階

4　電子入札システムの利用

本入札案件は、電子入札システムにより行う。

5　その他

⑴ 入札書及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵ 入札保証金及び契約保証金　免除

⑶ 入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

⑷ 入札書の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

⑸ 契約書作成の要否　要

⑹ 落札者の決定方法　本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とする。

⑺ 手続における交渉の有無　無

⑻ その他　詳細は入札説明書による

6　Summary

⑴ Official in charge of disbursement of the Procuring entity : Hiroshi Uesawa, Director of the General Coordination Department, Kagoshima Labour Bureau

⑵ Classification of the products to be procured : 26

⑶ Nature and quantity of the products to be purchased : Electric supply at 9 branch of Government Buildings Under Kagoshima Labour Bureau : Estimated volume of electricity : 699,146kWh

⑷ Delivery period : From 1 April, 2014 to 31 March, 2015

⑸ Delivery place : The place specified by the Director of the General Coordination Department

⑹ Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;

① not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting : Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ;

② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ;

③ have Grade "A, B or C on sale of product" in terms of the qualification for participating in tenders by Organizations related to the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2013, 2014 and 2015.

④ join labor insurance and pay the labor insurance premiums and have no Delinquency in the past 2 years.

⑤ a person whose business situation or trust worthiness is deemed not to have significantly deteriorated and whose proper performance of a contract can be guaranteed.

⑥ the person or company have or had violated the regulations of commercial code and other laws doesn't come under.

⑦ prove to have no false statement in tendering documents.

⑧ meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.

⑨ have permission to be a general electric enterprise in accordance with Article 3 Section 1 of the Electricity Utilities Industry Law, or have registered as a specified scale electric enterprise in accordance with Article 16―2 Section 1 of the same law.